

## 長崎県農林漁業体験民宿推進方針

〔平成17年3月10日  
16農政第758号〕

改正 平成18年3月23日  
17農政第754号

改正 平成22年8月23日  
22農政第276号

改正 平成28年10月12日  
28農山村第168号

改正 平成31年3月1日  
H30-07015-01121

改正 令和3年4月1日  
R2-07015-01792

近年の農山漁村での余暇活動に対する都市住民のニーズに対応し、農山漁村における体験型・滞在型観光（以下「農泊等」という。）を推進していくことは、農山漁村地域の自然や文化を保全しつつ、地域を活性化させるための重要な課題である。

本県においては、平成9年6月に制定した「農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針」に基づき、県内における農泊等への取り組みを支援してきた。

こうした中、農林漁業体験民宿は、農林漁業の生産現場や農林漁家の生活を身近に体験できる重要な場として、また、農山漁村地域の効果的な活性化の手段としてその意義が重視されてきた。

今後、関係市町や関係団体との密接な連携のもとに、農林漁業体験民宿を推進していくために、留意すべき事柄や関係法令の取り扱いについてこの方針を定めるものとする。

### 記

- 1 本県における農泊等は、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（以下「法律」という。）及び「農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき推進するものとする。

2 地域における農泊等への支援機関及び農林漁業者等の組織化を図り、効果的な農泊等の推進に努めること。

(1)農林漁業者並びに農林漁業作業体験施設及び交流施設等の運営者等の組織化を図り、地区の主体的な取り組みを進めること。(「基本方針」第2の1の(2)のク等)

(2)関係する市町は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する支援組織を設置し、農林漁業者等への指導・助言を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。(「基本方針」第5の5)

### 3 農泊等の推進にあたって留意する事項

(1)農泊等の推進にあたっては、「基本方針」第2の4「整備地区における農作業体験施設等(「基本方針」第3の2の(1)及び第4の2の(1)で準用される「山村滞在型余暇活動」及び「漁村滞在型余暇活動」のために利用されることを目的とする施設等を含む。)の整備に関する事項」に掲げる諸点に留意して行うものとする。

(2)特に、「地域住民の合意形成と意向の反映」に努めるとともに「体験についての安全対策」については体験を指導するインストラクターや、お客さんである体験者への指導に加え、事故に備えた傷害保険への加入、事故発生時の対応など十分な対策を講じるものとする。

### 4 農林漁業体験民宿への取り組みにあたって留意する事項

(1)「農林漁業体験民宿」(以下「体験民宿」という。)とは、法律第2条第5項において定義する「農林漁業体験民宿業」をいう。

(2)「体験民宿」に取り組む農泊等推進組織は、衛生管理責任者の設置や衛生講習会の開催などについて規定した「衛生管理基準」を定め、食中毒等による健康被害等の防止に努めるものとする。

(3)日常居住している家屋以外で「体験民宿」に取り組む者は、衛生管理及び安全対策について規定した「自主管理基準」を定め、事故等の発生を防止するものとする。

(4)「衛生管理基準」及び「自主管理基準」に関する事項については、当該地域を管轄する保健所及び消防本部等に相談し、助言を受けるものとする。

(5)市町及び農泊等推進組織は、「体験民宿」への取り組みにあたり、地域内における既存宿泊施設関係者との合意形成に努めるものとする。

#### 5 農泊等推進組織設立の報告に関する事項

(1)地域において、農泊等推進組織を設立した者は、当該組織の概要(構成員、規約、実施事業の内容等)について別添様式1により、組織の主たる事務所が存在する市町を經由して、県農林部農山村振興課長に報告するものとする。

(2)市町は、県農林部農山村振興課から依頼があった場合、農泊等推進組織の実態等について調査を行い、県農林部農山村振興課に報告するものとする。

(3)県農林部農山村振興課は、(1)により報告のあった農泊等推進組織について、関係各部局と連携し、支援に努めるものとする。

#### 6 関係法令等の規制緩和等に関する取扱いについて

「体験民宿」に関する旅館業法等関係法令の規制緩和等については、別紙のとおり取り扱うものとする。

附則 この推進方針は平成17年3月10日から適用する。

改正 平成18年3月23日から適用する。

改正 平成22年8月23日から適用する。

改正 平成28年10月12日から適用する。

改正 平成31年3月1日から適用する。

改正 令和3年4月1日から適用する。

(別紙)

## 関係法令等の規制緩和等に関する取扱いについて

### 1 趣旨

法律及び基本方針に基づき、効果的な農泊等を推進するため「体験民宿」に関する旅館業法等関係法令に関する規制緩和等については、次のとおり取り扱うこととする。

### 2 規制緩和等を行うための基本的要件

「体験民宿」を行う施設であること。(体験を伴わない一般客を受け入れない。)  
ただし、農林漁業体験民宿業者が日常居住している家屋以外で「体験民宿」を行う場合は、「自主管理基準」を定め、衛生管理及び安全対策を講じていること。  
長崎県農林漁業体験民宿推進方針に則した農泊等推進組織の構成員であること。  
衛生上支障がないこと。

以上3点を満たす場合は下記3の規制緩和を行うことができる。

### 3 関係法令等の規制緩和等

#### (1) 旅館業法関係

農林漁業体験民宿業に係る施設については、客室の延床面積に係る規定を適用しない(旅館業法施行規則第5条第2項)。

#### 【許可申請に際し必要な添付資料】

農林漁業体験民宿営業に関する届出書(別添様式2)

農林漁業体験民宿に関する意見願(別添様式3)

#### (2) 食品衛生法関係

体験宿泊客が施設台所において全ての飲食物(朝食・昼食・夕食など)を農林漁業体験民宿業者の指導のもと、一緒に調理し飲食する体験型であれば許可不要。

#### (3) 浄化槽法関係

「体験民宿」については、平成17年1月17日付国住指第2496号「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(以下「平成17年通知」という。)に基づき下記のイからハの区分のとおりとする。

イ. 平成17年通知に該当する客室床面積合計33㎡未満の住宅であって、新築又は既存の建物に新たに浄化槽を設置する場合及びすでに浄化槽が設置されている既存の建物を利用する場合、浄化槽の処理対象人員については、客室部分についても住宅として算定する。

ロ．平成17年通知に該当する客室床面積合計33㎡以上の住宅であって、新築の建物又は既存の建物に新たに浄化槽を設置する場合、浄化槽の処理対象人員については、客室部分については住宅とは別に簡易宿所として算定する。

ハ．平成17年通知に該当する客室床面積合計33㎡以上の住宅であってすでに浄化槽が設置されている既存の建物を利用する場合、客室部分については住宅とは別に簡易宿所として浄化槽の処理対象人員を算定する。ただし、下記の1)から2)を満たす場合、既設浄化槽を現状のまま利用することができる。

1) 既設浄化槽については適正な維持管理がなされており、本来の機能が損なわれないことを前提として、現状のまま使用することを認める。

2) 生活環境保全のための措置

旅館業法の許可申請書に次の書類を添付すること。

浄化槽の保守点検、清掃の委託契約書(写)

浄化槽の法定検査結果通知書(写)

検査結果が不適正の場合にあっては、改善結果を添付すること。

また、法定検査結果通知書を毎年保健所に提出すること。

浄化槽の改善に関する誓約書

既設の浄化槽の状態が悪化し、本来の機能を損なう場合は、保健所の指導に従い速やかに新しい浄化槽を設置するなど改善策を講じる旨の誓約書(様式任意、別添様式4参照)

#### (4) 建築基準法関係

法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、客室の床面積の合計が33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる場合は、建築基準法上の旅館に該当せず、間仕切壁の耐火構造化や非常用照明の設置等の法規制を適用しない。

(平成17年1月17日国住指第2496号「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」)

なお、客室の床面積には客室として利用する床面積から通常、客が踏み込まない押入、仏間、床間等を除く。

#### (5) 消防法関係

一般住宅を宿泊施設に活用する場合であって、各居室から容易に避難できるなど、消防庁通知の特例基準の要件に該当すると消防長又は消防署長が認めるものについては、誘導灯、誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置は不要。

(平成29年3月23日消防予第71号「一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」)